

「平井坊文書」の紹介と基礎的研究

大塚 俊 司

一、解題

「平井坊文書」は、肥前国藤津郡（現佐賀県鹿島市・嬉野市・太良町）の東南端に位置する竹崎島（現太良町大字大浦甲字竹崎）に伽藍を構える観世音寺（正式には竹崎山補陀落院観世音寺）の僧坊のうち、平井坊に伝存したとされる史料群である。観世音寺は和同二年（七〇九）に行基によって開創されたと伝えられ、宗派は真言宗で仁和寺（現京都市右京区御室大内）の末寺であり、本尊は千手観音である。中世までは勅願寺で、三年に一度修法を行って禁中に巻数を進上していたとも伝えられている。戦国期には兵火により堂塔が焼失したが、その後の勧進によって近世初頭に再興されたとい^①う。

このような観世音寺の沿革について、従来は「竹崎山略記」「竹崎山観世音寺什物帳之写」を主な史料にして叙述されてきた。これらは寛政九年（二七九七）九月に佐賀藩記録方の命を受け、当時の住持によって作成・進上されたものであり、特に前者は昭和五五年（一九八〇）に刊行された報告書『竹崎観世音寺修正会鬼祭』^②において活字化されている。しかし、これらはいくまで後世の編纂物であって、その内容には伝承の域を出ない箇所が多分に含まれている。それゆえ近世以前の観世音寺の実像を探る上

で、「平井坊文書」は重要な手がかりとなり得るのである。同時に観世音寺の所在する藤津郡は、佐賀県内では中世文書の残存に恵まれない地域の一つであり、同郡の中世史を知る上でも「平井坊文書」は貴重な史料群と言える。

「平井坊文書」の原本は、現時点まで発見されておらず、東京大学史料編纂所に架蔵されている謄写本によつてのみ、その内容を知ることができ^③る。この謄写本は、奥書によると明治二〇年（一八八七）八月に筑前国福岡区簗子町（現福岡市中央区大手門付近）の江藤正澄蔵本を内閣臨時修史局の編修久米邦武が採訪し、同二年（一八八九）四月に謄写したとい^④う。つまり謄写したのは原本ではなく、江藤正澄の所蔵本である。これは今のところ、江藤自身が原本を調査し筆写したものと考えているが、この江藤所蔵の写本もその後、現在に至るまで行方不明である。

江藤正澄（一八三六—一九一一）は幕末から明治期に生きた学者であり、もと筑前秋月藩の藩士で維新後には政府の役人や神官として各地に赴任し、明治一〇年（一八七七）に職を辞して帰郷、福岡の簗子町に住んで所蔵の古書・古器物を売って生計を立てた。^⑤ 国学・有職故実・考古学等に通じ、数多くの調査記録や著作を残しており、その一部が現在でも九州大学附属図書館を始め所々に残されている。中には古文書を調査・筆写した書物も残されており、「平井坊文書」もこのような江藤による筆写本の一つと

平井坊文書目録

No.	年月日	西暦	文書名	位置	刊本	重複	備考
1	天文4・12・3	1535	菊池義宗(義武)願文写	2丁オ	(綜覧9・P742)	○	
2	天文6・1・23	1537	千葉興常書下写	2丁ウ		○	
3	永正3・10・20	1506	林田純宗寄進状写	2丁ウ			
4	長祿4・3・28	1460	家宗書下写	3丁オ			
5	(年未詳)2・16		千葉胤勝書状写	3丁ウ			享祿4年～
6	(年未詳)12・21		有馬義直書状写	4丁オ			天文21～永祿5年カ
7	天文2・7・10	1533	千葉胤勝書下写	4丁オ	(綜覧9・P684)	○	
8	天文2・8・25	1533	蒲池忠久書下写	4丁ウ	柳川2・P313	○	
9	(年未詳)12・20		有馬義純書状写	5丁オ			永祿6～元龜元年カ
10	(年月日未詳)		交名写	5丁オ			
11	正平18・3・20	1363	祐清寄進状写	5丁ウ	南九4・4464 大日史6-25・P390		
12	(年未詳)12・21		有馬仙岩(晴純)書状写	6丁オ			天文21～永祿8年カ
13	(年未詳)8・20		菊池義武書状写	6丁オ			天文14～22年
14	(年未詳)8・21		宗本盛・江上尚種連署書状写	6丁ウ		○	～天文14・15年
15	(年未詳)11・22		千葉胤勝書状写	7丁オ			
16	天文6・2・19	1537	千葉興常書下写	7丁ウ		○	
17	(年未詳)11・27		千葉胤勝書状写	7丁ウ			大永6～享祿2年
18	文永10・10・18	1273	沙弥覚弘・大江景房連署下文写	8丁オ	鎌倉15・11437	○	
19	(年未詳)9・7		鑑久(蒲池カ)書状写	8丁オ	柳川2・P314		天文2年頃～
20	(年未詳)3・13		千葉胤勝書状写	8丁ウ			
21	(天文2)4・24	1533	鑑尼胤冬書状写	9丁オ			23号の副状
22	天文2・6・12	1533	蒲池忠久書下写	9丁オ	柳川2・P314	○	
23	(天文2)4・23	1533	千葉胤勝書状写	9丁ウ			
24	(年未詳)9・23		久雄書状写	10丁オ	柳川2・P314		
25	(年未詳)12・25		鑑久(蒲池カ)書状写	10丁ウ	柳川2・P314		大永4～天文2頃
26	享祿4・5・26	1531	明旭書状写	11丁オ			
27	(年未詳)10・25		常繁書状写	11丁ウ			
28	宝徳3・7・20	1451	祐海置文写	12丁オ			
29	(年未詳)3・23		久盛書状写	12丁ウ			
30	正平18・3・12	1363	直純寄進地坪付写	13丁オ	南九4・4460 大日史6-25・P458	○	11号の別紙
31	(年未詳)10・4		少式冬尚書状写	13丁ウ	大宰府15・P46	○	天文14・15年
32	天文16・5・9	1547	千葉胤連書下写	14丁オ	(綜覧10・P260)	○	
33	(年未詳)12・26		純綱(西郷カ)書状写	14丁ウ			
34	(年未詳)10・14		諫早茂照書状写	14丁ウ			
35	(年未詳)3・5		諫早直孝書状写	15丁オ			
36	正平7・10・17	1352	岩野通繩寄進状写	15丁ウ	南九3・3473 大日史6-17・P529	○	
37	(年未詳)5・2		千葉胤頼書状写	16丁オ			
38	(年未詳)9・7		久盛書状写	16丁ウ	柳川2・P314		19号の副状 天文2年頃～
39	(応永17～19年)		大般若経奥書写	17丁オ			
40	(年月日未詳)		祭具覚書	17丁ウ			

〔凡例〕

No. : 掲載されている順序に従って、文書番号を付けている。

年月日 : 元号年・月・日、数字表記は算用数字に統一した。()内は比定年次。干支は省略した。

位置 : 掲載されている位置について、丁番号とその表裏を記す。「オ」は表、「ウ」は裏を示している。

刊本 : 活字が掲載されている刊本の略称と巻(編・号など)・文書番号。「P」は頁。「鎌倉」は『鎌倉遺文』、「南九」は『南北朝遺文 九州編』、「大日史」は『大日本史料』、「大宰府」は『大宰府・太宰府天満宮史料』、「柳川」は『柳川の歴史2』(後掲註(43))の略。なお未活字だが『史料綜覧』で取り上げられているものは、「(綜覧)巻・頁」を記入した。

重複 : 「竹崎山略記」所収の文書写と重複しているものを、「○」で示した。

見られる。

「平井坊文書」という名称は、謄写本が作成された際に付けられたよう
で、その内題には「肥前国藤津郡能古見郷竹崎山観世音寺平井坊古文書写
全」とあり、こちらが江藤正澄によって付けられたと推察される。収録
されている資史料は全部で四〇点（以下、目録参照）、うち三七点は明らか
に文書の写と判断できるもので、それ以外（目録の一〇・三九・四〇号）
については後述したい。文書の内訳は鎌倉期一点・南北朝期三点・室町期
二点・戦国期二九点・近世二点と、大部分が中世文書で鎌倉期から戦国期
まで幅広く分布し、近世文書も若干含まれている。とりわけ戦国期に偏っ
て点数が多いのが特徴である。掲載の順序には特に法則性が認められず、
文書の年次や発給主体等によって整理がなされているようには見えない。
これは原本が成巻されている順序に従ったのかもしれないが、あくまで想
像の域を出ない。

これらの文書は、部分的には既に活字化されており、鎌倉・南北朝期の
文書は『鎌倉遺文』・『南北朝遺文 九州編』に掲載され、『大日本史料』で
も既刊分において採録され、また未刊分の中でも採録が予定されている
（『史料綜覧』に掲載）。その他、『大宰府・太宰府天満宮史料』・『柳川の歴
史2 蒲池氏と田尻氏』にも掲載されている。⁶しかしながら未活字のまま
残されているものも多いため、ここで一括して家分けの形で活字化する必
要があるだろう。なお前掲の「竹崎山略記」には、中世文書の写一三点が
収録されているが、うち一点（後述）を除いて二点が「平井坊文書」と
重複している。両者を比較すると、「平井坊文書」の方が収録されている文
書点数が大幅に多く、さらに花押を出来るだけ丁寧に筆写するなど、写本
としての質も高いと思われる。

以上をもって、不十分なから「平井坊文書」の解題に代えたい。続いて
その内容について、個々の文書を時代別に順を追って取り上げ、可能な範
囲で基礎的な解説と検討を試みる。そのため取り上げる順序は、文書番号
どおりではなく錯綜してしまう点を、あらかじめお断りしておくたい。

二、内容の検討

（一）鎌倉～室町期

a. 鎌倉期

「平井坊文書」に収められている文書のうち、最も時期が早いのは鎌倉後
期にあたる文永一〇年（一二七三）発給の一八号文書である。「竹崎山略
記」には、これより二五年前の宝治二年（一二四八）七月九日付の某下文
写が見られるが、「平井坊文書」には記載されていない。あるいは江藤正澄
が採訪する前に、この文書はすでに散逸していたのだろうか。

一八号文書では、法道房を「竹崎寺院主職」に補任している。観世音寺
では住職のことを院主と呼び、⁹それは寺名（竹崎山補陀落院観世音寺）の
補陀落院に由来するのだろうか。法道房は、かつて観世音寺の境内に存在
したという「三拾三坊」¹⁰の中に名前が見え、一八号文書によって実在が裏
付けられる。また「地頭御代官」大江景房・覚弘については未詳である。藤
津庄に所領を有する地頭の被官と思われるが、同庄の地頭については史料
上の制約により、実態が明らかではない。

b. 南北朝期

南北朝期の文書は三点（一一・三〇・三六号）が収録され、内容はとも
に寺領の寄進である。いずれも南朝の元号である「正平」が使用されてお

り、発給者は南朝方に属していたと考えられる。

三六号文書が出された正平七年（一三五二）には、閏二月に正平の一統が破綻したため、その後の北朝方（幕府方）の文書では観応三年の年付が記載されるようになり、南朝方だけが正平七年を使用し続ける。岩野通繩については不明であるが、平井坊主の式部公御房と師弟関係にあり、糸岐村（現太良町糸岐）の「重代相伝私領」を「観音寺」に寄進しているのが、近隣に居住する領主だろうか。因みに「平井坊文書」の中で、平井坊の名が最初に出てくるのがこの文書である。

一一号文書では、北院主祐清なる僧が観世音寺に田地を寄進している。この「北院主」について、他の文書に「南方ぬん主」（四号）・「南方の院主職」「南院主」（二八号）等とあるように、当時の観世音寺には南方・北方という区分があり、それぞれに院主職が置かれていた様子がうかがえる。前掲した一八号の時点では南北の区分が見られないので、一一号文書が出された正平一八年（一三六三）までの九〇年間に、寺内の組織に変化が起きたと理解しておきたい。なお文中に「藤津庄竹崎：」「同庄多良村内：」とあり、竹崎や多良村（現太良町多良）が藤津庄に属していたことが確認できる。

三〇号文書は、一一号で「坪付在別紙」と明記されている坪付と見られ、祐清が寄進した多良村のうち田地一町の内訳が列挙されている。この文書の日付は一一号より八日早い一二日で、差出の直純の素性や祐清との関係は明らかでないが、冒頭で寄進地を「御寄進地」と敬意を込めて称している。ならば直純は祐清の指示で寄進地の坪付を作成し、後日これを受け取った祐清が寄進状と一緒に観世音寺に渡したと考えられる。

C. 室町期

室町期については、文書二点（四・二八号）と、大般若経の奥書の写（三九号）が収められている。

二八号文書は南方院主の祐海が、「南方衆徒中」のために出した置文である。前掲の南方・北方には、それぞれ「衆徒中」と呼ばれる僧侶の組織が存在していたことが分かる。ここでは南方の諸行事や農作業における往来等が記し置かれている。前者については「正月五日修正（現在の修正会鬼祭に当たる）」「造花」「九月十九日」という三つの行事における、出仕の在り方が規定されている。後者については、特に茶摘みに関する記事が興味深く、僧たちによる茶の栽培の様子が垣間見られる。後掲の文書によると、同寺はたびたび茶を贈答品に用いており（五・一九・二〇・二一・二三・二四号）、自ら収穫した茶葉を使っていたと考えられるだろう。竹崎は近世には茶の産地として知られていたが、茶の栽培が中世にまで遡り得ることが、この文書から読み取れる。また文中には「上ミよう」「下若人」「中臈」といった、「衆徒中」に属する僧たちの格を示すと思われる用語が散見され、詳細は不明だが格差の存在が認められる。

四号文書は充所がないものの、新たに南方院主となった僧に充てられたと考えられる。差出の「家宗」という人物については不明だが、本文によると充所の僧が南方院主職を斟酌したのに対し、これを強く申し付けている。また寺領についても色々指示を出しているのが、観世音寺周辺の領主と推察される。因みに家宗という名前の一字「家」は、藤津郡に勢力を持つ国人領主大村氏の通字の一つであり、家宗が大村氏の一族か家臣である可能性も想定できるのではないだろうか。

三九号は、大般若経の奥書の写である。記載されているのは経典の巻数

と、書写が成った年月日・時刻や書写をした場所、筆者の名前等である。卷第四三一から卷第四九九までのうち、一二巻分だけが部分的に採録されており、記載の順序も前後している。年次は応永一七年(一四一〇)から同一年(一四一二)までの三年分が確認される。書写をした場所は「永宿」と「瑞雲山万福禅寺」が記され、前者については未詳だが、後者は「彼杵郡今村」とあり、彼杵郡のうち今村(現長崎県大村市今村町)の万福寺という禅寺だった¹³⁾。筆者については「祖継」という名前が見られる¹⁴⁾。ところで観世音寺には大般若経が現存しており、書写の時期・場所・筆者名が三九号の記述と重なっている¹⁵⁾ので、これが原本かどうか確認する必要があるだろう。

d. 小結

以上のように、「平井坊文書」のうち鎌倉〜室町期の史料について、年次の順に取り上げ検討してみた。ここまでの分は観世音寺あるいは南方の院主や衆徒中に充てられた文書であり、平井坊に充てて出された文書は、後述する戦国期以降の分に限られている。このように鎌倉〜室町期と戦国期以降で受給主体が異なっているのは、どのような事情によるものか、現時点では判明しない。平井坊の観世音寺内における地位や、南方院主・衆徒中との関係、そして平井坊だけが最後まで存続した経緯など、平井坊と周囲との関係の推移が文書の伝来に関わっていると思われるが、いずれも未解明のため手掛かりがつかめない状況である。

(二) 戦国期

「平井坊文書」の中で最も点数が多いのは戦国期の文書であり、全体の四分の三を占める二九通が収録されている。ここでは便宜上、これらを発給

者ごとに分けて取り上げておきたい。

a. 千葉氏

戦国期のうち一番数が多いのは、千葉氏関連の文書二点である。千葉氏は戦国期に入ると二つの系統に分裂するが、その双方から発給された文書が伝えられている。一方の千葉興常―胤頼の系統(一般に「東千葉」と称される)は三点(二・一六・三七号)しか残らないのに対し、もう一方の千葉胤勝―胤連の系統(「西千葉」と称される)は七点(五・七・一五・一七・二〇・二三・三二号)が残り、特に胤勝との頻繁な交流がうかがえる。さらに胤勝の家臣と見られる鑑尼胤冬(二二号)と常繁(苗字未詳、二七号)の書状もある。

胤勝発給文書の中には、筑前国への亡命および肥前国への復帰に関する記事が見られる。胤勝は大永六年(一五二六)五月以前に筑前へ亡命して早良郡入部村(現福岡市早良区東入部・西入部)に滞在し、享祿三年(一五三〇)九月以前に肥前復帰を果たしたことが判明している¹⁶⁾。一七号文書に記された「就於此面在留之儀…」は、胤勝が入部村に寓居している状況を示しており¹⁷⁾、発給の年次は大永六年から享祿二年(一五二九)までの間に絞られる。そして、この間に平井坊が胤勝と連絡を取り合っていた様子が読み取れる。次に五号文書には「入郡祝儀」とあり、再び本拠地の小城郡に入った胤勝に、平井坊は祝賀の品々を送っている。よって年次は享祿四年(一五三一)以降と考えられる。

両者の間を取り次いでいた千葉氏家臣の一人に鑑尼胤冬がいる。文書の中では「鑑山」とも記されているが、本来は「鑑尼」であり、読みが「かぎあま」から「かぎやま」へと転訛して「鑑山」とも表記されるようになったのだろう。二〇号文書には「対鑑山肥後守書札之趣…令祝着之段、從胤

冬可申候、」とあり、ここで「鑑山肥後守」と「胤冬」は対応しているので、鑑尼肥後守＝胤冬と裏付けられる。²⁰胤冬の発給文書は、今のところ二一号文書の一点しか確認されていない。これは文書の内容や日付から二三号の胤勝書状の副状と見られ、文中の「仍立花・柑子岳之事、令落去候、」の記述から、発給年次は天文二年（一五三三）に比定される。当時、北部九州をめぐって少弐資元・大友義鑑と大内義隆が交戦状態にあり、四月に大内氏の軍勢が大友氏の拠点である筑前の立花城（現福岡市東区・糟屋郡新宮町）と柑子岳城（現福岡市西区）を相次いで攻略した。²¹胤冬はこの戦況を平井坊に報じ、大内勢が肥前国にも出張するだろう（実際には、既に肥前東部に到来）と伝えている。ならば二三号も、同じ天文二年に比定できる。

また胤勝は七号文書によると、平井坊に佐賀郡のうち来迎寺寺家分八町を安堵している。来迎寺（現佐賀市金立町金立の来迎寺か。ただし宗派は浄土宗）については、二六号文書では享祿四年（一五三一）に明旭（^{通カ}）という人物（僧か）が平井坊に、同寺のことを「明年より…其方御追退及候、」と述べている。よって来迎寺は、翌年より平井坊の知行するところとなったと思われる。次いで天文六年（一五三七）には、興常が来迎寺の住持職と寺領一六町を安堵し（二二号文書）、同一六年（一五四七）にも胤連が同じく寺領一六町を安堵している（三二号文書）。来迎寺以外にも、天文六年に興常は小城郡晴気保（現小城市小城町晴気周辺）の報恩寺（現地未詳）の住持職と寺領三町を平井坊に安堵している（一六号文書）。このように平井坊は、小城郡・佐賀郡内に存した末寺とその寺領の安堵を、領主である千葉氏から受けていた。前掲した鎌倉～室町期の文書では、記載されている寺領は藤津郡内に限られていたのに対し、戦国期に入ると藤津郡以外にも寺領（正確には平井坊領）の存在が確認できるのである。

さらに一五号文書では、胤勝が筑後国に使者を派遣するにあたって、「其方渡之事」すなわち竹崎での渡海のために小船を調達してくれるよう、平井坊に依頼している。この使者が小城を出発してから、水陸どのようなルートを通ったかは分からないが、筑後への最短距離である東方向には進まず、逆方向に有明海西岸を南下して竹崎の津に至り、そこから小船で海を渡って筑後に向かったことが読み取れる。なぜこのようなコースを選んだのか、ここで十分な解答は得られない。少なくともこれまでに指摘されてきた²²、竹崎が有明海における海上交通の要衝で、これに観世音寺が関与している姿の片鱗が、この史料からもうかがえるだろう。

以上から、戦国期において千葉氏と平井坊は密接な関係にあったと理解できる。この点は以下で挙げる他の領主達と比べても、最もその度合いが強いように思われる。千葉氏は戦国期初頭に藤津郡に侵攻し、郡内への勢力拡大に乗り出した。²³観世音寺との関係構築も、千葉氏にとっては信仰目的にとどまらず、藤津郡掌握の一環としての意味も持っていたと考えられる。ただし、千葉氏が藤津郡内における観世音寺や平井坊の寺領を安堵したり、新たに郡内の地を寄進したりしている記事は確認できない。管見の限りでは、千葉氏が同郡内にある所領の安堵・宛行を行った事例は見られず、同氏の支配は未だ土地給与にまで至っていないと推察せざるを得ない。

b. 有馬氏

有馬氏の文書は、仙岩（実名晴純）・義直（のち義貞）・義純三代の発給文書が一点ずつ収録されている（六・九・一二号）。いずれも平井坊が歳暮において、有馬氏に祈祷の巻数を進上したことに對する礼状である。

「仙岩」の法名は、晴純が天文二十一年（一五五二）に家督を子の義直に

譲った際に入道して名乗ったとされており、仙岩はその後、永禄九年（一五六六）二月に没したという。⁽²⁴⁾ これによる限り、一・二号文書の発給年次は天文二一年から永禄八年（一五六五）までの間となる。続いて実名「義直」については、父仙岩が死去した後に「義貞」と改名したとされている。⁽²⁵⁾

もともと義直は永禄六年（一五六三）七月以降に仙岩によって当主の座から退けられているので、六号文書の年次は家督を継いだとされる天文二一年から、永禄五年（一五六二）までの間とおきたい。そして義純は永禄六年七月以降に家督を継ぎ、元亀二年（一五七一）六月には死去したとされているため、九号文書の年次は永禄六年から元亀元年までの間となるだろう。しかし有馬氏は、仙岩・義直・義純が家督就任前や家督譲与後の時期も含めて二頭あるいは三頭政治を行い、単独ないし連署で文書を発給していたことが指摘されているので、これらの年次比定については今後あらためて詳しく検討しなおす必要がある。

右のように有馬氏が平井坊に発した文書は、「平井坊文書」に掲載されている限りでは一五五〇年代～七〇年前後に出されたと言える。先述した千葉氏の文書は大部分が一五二〇年代～四〇年代に出されたと思われる⁽²⁶⁾ で、千葉氏と有馬氏の文書は発給の時期がほとんど重複していないことが明らかになる。これにより、五〇年代以降は平井坊と千葉氏の交流は急速に衰え、入れ替わるようにして有馬氏と平井坊が通じるようになったと推察しておきたい。この動きの背景には、恐らく千葉氏勢力の衰退と有馬氏勢力の拡大が想定できるだろうが、どちらも詳しい状況がまだ明らかになっていないため、ひとまず後考を期したい。

ところで巻数の進上については、義直・義純の文書で「恒例」と記されているのが注目される。つまり義直・義純の代になると、平井坊が歳暮に有

馬氏のために祈祷を行い、その報告として巻数を進上することが、恒例の行事になっていたのである。文書の点数こそ少ないが、平井坊と有馬氏との間には恒常的な交流が存在したと考えられる。因みに千葉氏に対しては、巻数進上の事例は確認できない。⁽³¹⁾

しかしながら有馬氏の場合、千葉氏による寺領安堵のような、寺の権益に関わる内容の文書が残らず、平井坊との関係は千葉氏ほど具体的には分らない。有馬氏は戦国期の初頭頃から急成長を始め、高来郡から彼杵郡、次いで藤津郡・杵島郡・小城郡へと勢力を進展させていった。⁽³²⁾ 右の文書は、有馬氏の勢力が藤津郡に及んでいた時期に出されたもので、その実像の一端を示す数少ない史料である。

続いて有馬氏に関わりがあると思われる文書について挙げておきたい。三号文書の年次は永正三年（一五〇六）で、前掲の三点より時期が大幅に早く、発給者は林田純宗という人物である。林田という苗字は、有馬氏家臣の中にその存在が知られており、実際に同氏関連の同時代史料の中でも林田苗字の人物が散見される。⁽³³⁾ それに純宗という実名のうち「純」の一字は、戦国期には有馬氏の通字となっており、家臣にも授与されていたと考えられる。⁽³⁴⁾ 今のところ林田純宗に関する史料は他に見つかっていないものの、ひとまず有馬氏の家臣と推定しておきたい。そうなるこの文書が、「平井坊文書」の中では有馬氏関連史料の初見ということになる。ただその内容は純宗個人の寄進行為で、有馬氏と直接の関係は認められない。⁽³⁵⁾ この時期に有馬氏の家臣と思しき人物が平井坊と繋がりを持っている事実、あくまで本人の信仰心によるものか、それとも背景に有馬氏の藤津郡進出が存在するのか、同氏による勢力拡大の過程を解明する上で手掛かりとなる可能性がある。

次に三三号文書は純綱という人物が出した書状で、平井坊が歳暮に贈った祈祷の巻数に対する礼状である。純綱については「永野御書キ物抜書」(武雄鍋島家資料所収)に「西郷弾正少弼純綱」と署名のある永禄四年(一五六一)七月二三日付の起請文写があるので、西郷純綱である可能性が挙げられるが、断定はできない。その他にも「福田文書」では、純綱が有馬氏に対して背反したり、大村純忠(義直の弟)と対立や協力をしたりしている様子が記載されている。³⁷⁾ よって純綱は有馬氏に属しながらも、強い自立性を持っていた有力な領主と理解できる。なお西郷純綱という名が確認できるのは、現時点では前掲の起請文写と、ほぼ同時期の西郷宗浦の起請文写³⁸⁾だけで、この前後の伊佐早西郷氏の当主とされる純久(仙岩の弟)・純堯父子との系譜関係は明瞭ではない。

c. 少弐氏

少弐氏については、冬尚の書状(三二号)と江上尚種・宗本盛の連署書状(一四号)が一点ずつ収録されている。三二号文書は平井坊からの進物に対する礼状で、「唐織絹」ほか二品が冬尚に贈られている。一四号文書では小城郡窪田郷大保(太保)の杉本坊(現佐賀市久保田町徳方に存在した正応寺に該当。³⁹⁾ 天台宗)を平井坊に寄進する旨、冬尚が「御一行」(この場合、寄進状)を発給するよう尚種・本盛が執り成しをすると約束している。江上氏と宗氏はともに少弐氏の重臣で、肥前東部に本拠を置く国人領主である。文中に「…可預進之由被申出候、」とあるが、「被仰出候」ではなく「被申出候」と記している点、そして「御一行」について冬尚にまだ話を通していない点を考慮すると、「被申出候」の主体は冬尚ではなく平井坊で、杉本坊を寄進してほしいと少弐氏に申し出たと解釈できる。

三一号文書は文中に「委細猶宗筑後入道可申候、」とあり、同じく宗本盛

が関与している。本盛(実名元家)は、天文一六年(一五四七)八月初頭に神崎郡苔野口(現神崎郡吉野ヶ里町吉田)の合戦で戦死している⁴⁰⁾ので、一四・三一号とも発給年次の下限は同一五年(一五四六)となる。続いて三二号文書の花押影に着目すると、冬尚の花押の類型による編年から、発給年次は天文一四年(一五四五)か一五年に絞り込める⁴¹⁾。この文書はあくまで写なので、類型は厳密には断定できないが、宗本盛が戦死した時期とも齟齬はなく、信用に足ると判断できるだろう。また一四号文書では、寄進の対象として小城郡内の寺が挙げられている点に注目したい。少弐冬尚による小城郡内の所領宛行は、天文一四年から一六年頃までの間に偏って認められる⁴²⁾。その一連の動きの中でこの文書も出されたと考え、宗本盛の戦死も踏えると、発給年次は同一四・一五年およびその直前に絞られてくるだろう。

これら少弐氏の文書が発給された時期は、前掲の千葉氏のそれと重なっている。当時の少弐氏と千葉氏の関係については、少弐冬尚と千葉胤頼(東千葉)が兄弟で、永禄二年(一五五九)正月に龍造寺隆信・千葉胤連(西千葉)の攻撃を受け、共に晴気城(現小城市小城町晴気)で抵抗した後、滅亡したことが知られている程度に過ぎない。平井坊は千葉胤頼・胤連・少弐冬尚と同時期に繋がりを持っているが、これら三者が互いにどのように関わり合っていたのか、具体的に説明していく必要がある。

なお蛇足ながら、一四号文書の署判を見ると江上尚種の方が僅かに高い位置に記されている。これは写であって原本の状態を緻密に再現しているとは限らないので、ひとまず指摘するだけに止めておきたい。

d. 蒲池氏

ここまでは肥前国内の領主の発給文書を取り上げてきたが、「平井坊文

書」には肥前以外の領主の文書も収められているので、これらについて取り上げておきたい。

蒲池氏⁴³は筑後国の有力国人で、戦国期には上妻郡山下(現八女市立花町)の上蒲池家と、山門郡築河(現柳川市)の下蒲池家に分かれ、並び立つようになつた。「平井坊文書」には蒲池氏関連と推察される文書七点が収録されており、点数は千葉氏に次いで多い。まずは八号・二二号文書の発給者である忠久について、「竹崎山略記」には同文書の包紙上書の写があり、⁴⁴「蒲池兵部大輔 忠久」と記されている。よってこれに従い、ひとまず蒲池忠久と比定しておきたい。

蒲池忠久の名前は「蒲池家譜」(蒲池久敬氏旧蔵⁴⁵)に見え、蒲池氏が二家に分立したとされる重久(下蒲池)・能久(上蒲池)兄弟より二代前の人物として記載されている。このうち能久は「相良家文書」の天文三年(一五三四)比定の正月二三日付西牟田親每ほか四名連署状に名を連ねており、八号・二二号文書の年月日とは僅か半年前後しか隔たっていない。祖父と孫が同時期にそれぞれ文書を出すことは別に不自然ではないが、この事例だけで忠久と能久の間柄を祖父と孫だと証明するのは困難であり、両者の系譜関係には検討の余地があるように思われる。文書の内容は、八号では筑後国三潞郡の木室庄(現福岡県大川市本木室・中木室周辺)内に存したと見られる阿弥陀寺を平井坊に安堵し、二二号でも同様に同国山門郡の蒲船津(現同県柳川市三橋町蒲船津)の実濟院を安堵している。両方とも蒲池氏の領内に存在した平井坊の末寺を安堵したものと考えられ、末寺が肥前国内に止まらず、隣国にまで存在したことが判明する。

続いて一九号・二五号文書の発給者である鑑久については、「蒲池系図」(蒲池玄造氏旧蔵⁴⁷)等によると、蒲池氏が二家に分かれた当時の下蒲池家の

当主として記載され、前掲の重久と系譜上同じ位置に置かれている。また同系図では忠久の名は記されていない。今のところ鑑久を蒲池氏に比定する根拠は、系図など後世の編纂物に限られるので、あくまで可能性の域を出ない。ところで鑑久は、大友義鑑の偏諱「鑑」を与えられたと考えられる。鑑久の署名を見ると、二五号では「鑿」、一九号では「鑑」と異なつた字体が使われており、これは義鑑の表記が「義鑿」から「義鑑」へと替えられたのに倣つたのだろう。ならば発給の順序は二五号が先、一九号が後と判断できる。義鑑は大永四年(一五二四)三月に、名を「親敦」から「義鑿」へと改め、次いで天文二年(一五三三)四月頃から「義鑑」と表記するようになったとされている。⁴⁶すると発給年次は、二五文書は上限が大永四年、下限は天文二年頃、一九号文書は天文二年頃以降ということになるだろう。ただし、双方の署名が正確に筆写されているのであれば、という条件付きである。

二五号文書は、左暦(歳暮)に平井坊が巻数一枝を贈つたのに対する礼状である。文中で鑑久は「吾等事、自然本意候者：弥還住之儀御祈念奉頼候、」と述べているので、この時期には本拠を追われており、復帰を目指していた様子がかがえる。そのため鑑久は還住が実現するよう、かねてより平井坊に祈祷を依頼していたのである。そして本意が叶つた際には、以前からの寺領の安堵だけでなく、重ねて少々の寄進をする旨を約している。続いて一九号文書は、すでに還住を果たした後に出されたと思受けられ、平井坊が「約束之地」、つまり二五号文書で約束した寄進地の件で使僧を送つたのを受けて、鑑久は田口(三潞郡に田口村あり、現大川市東南部付近)のうち一町の地を寄進している。

他にも蒲池氏関連と推測される文書は三点(二四・二九・三八号)あり、

発給者の久盛・久雄は蒲池氏の一族または家臣の可能性がある。まず久盛の書状について、三八号文書は一十九号文書の副状と考えられ、こちらでも鑑久が田口のうち一町を寄進する旨が伝えられている。本文に「其已後者当国等治世候之間」とあり、争乱が鎮静化した状況を読み取ることができ。また二九号文書では、平井坊から贈られた「珍味両種」について謝意を述べている。次に久雄が出した二四号文書も、恐らく一九・三八号に記された寺領寄進に関連するものと推察される。文中で久雄は、「此前鑑久被申談之儀候也、就示預令存知候、」とあるように、鑑久と相談したという平井坊からの知らせを受けている。そして「向後可然於闕地者、親久不可有疎候、」と、闕所地が出来たら疎かにはしない（寄進する）という、親久という人物の「御意之趣」を伝えている。ここで親久という名前が出てくるが、これも蒲池氏である確証は得られない。⁵⁰⁾

このように平井坊は、蒲池氏のように有明海を挟んだ対岸の領主とも繋がりを持ち、経済的・宗教的基盤を広げていた。そして両者の連絡は、文書に「海路」(二四・二九号)とあるように海上交通によって成り立っていたのである。

e. 菊池氏

肥前以外については、他にも肥後国の菊池義武(初名重治、のち義国・義宗・義武・義綱と改名)の文書二点(一・一三号)が収められている。菊池氏は肥後の守護家であるが、戦国期になると家督の座をめぐる抗争が肥後一国を巻き込む形で繰り返され、これを契機に大友氏の介入と勢力拡大を許すことになる。⁵¹⁾そして大友義長の子菊法師丸が重治と名乗って菊池家を継ぎ、永正一七年(一五二〇)二月に入国した。

一号文書によると、義武(当時義宗)はこれを発給した天文四年(一五

三五)二月三日までに、「当山一宿」すなわち観世音寺に参詣して一晚逗留していたことが分かる。同二年(一五三三)、義武(当時義国)は大内義隆と連携して大友義鑑(義武の兄)の領する筑後国を攻撃するが、却って大友勢の肥後侵攻を受けて追い詰められ、同四年四月には義鑑と和議を結び、⁵²⁾その後肥前国高来郡に退去した。その詳しい亡命先は未詳で、恐らく有馬氏の庇護を受けたと推測されるものの、両者の具体的な関わりを示す史料は見つかっていない。続いて二月一日には、肥後を目指して有明海を渡り、八代の徳淵津(現八代市本町付近)に上陸して相良氏の庇護を受けている。一号文書は義武が肥後に復帰する一〇日ほど前に出したものであり、義武は出発前に竹崎を訪れていたのである。ここに記された「本意」「此願」とは、大友氏から旧領を奪回することを示しているのだろう。それが成就すれば、飽田郡河尻庄(現熊本市南区川尻付近)のうち志賀六町の地を寄進すると平井坊に約束している。

また一三号文書に見られるように、義武は再び観世音寺を訪れている。この書状で義武は、参詣した時に丁寧に対応した平井坊に謝意を伝えている。義武は同一三年(一五四四)八月二十七日に再び船に乗り、高来郡の有馬(現南島原市北有馬町・南有馬町)に向かっている。⁵³⁾同一九年(一五五〇)三月一二日には同郡島原(現島原市)にいたのが確認できるが、その二日後には肥後に渡って本拠の隈本城(現熊本市中央区本丸・二の丸)に入城している。⁵⁴⁾同年二月の大友氏家臣による大友義鑑殺害(二階崩れの変)に端を発した混乱に乗じて、義武は肥後・筑後の諸氏と結んで挙兵し、田島・鹿子木ら旧臣たちに迎えられて念願の隈本復帰を果たしたのである。ところが大友家を継いだ義鎮(義武の甥)によって半年足らずで鎮圧され、八月九日に義武は隈本より没落、渡海して島原に戻った。⁵⁵⁾その後

肥後に討ち入ったようであるが、どれくらい滞在したかは明らかでない。同二三年（一五五四）二月二三日、義武（当時義綱）は高来郡から船出して薩摩国和泉（現鹿児島県出水市）に到着している。⁸⁷このような義武の渡海の足跡から、一三号文書の発給年次は同一四年（一五四五）から二二年（一五五三）までの間に限られてくる。この間に上記以外で肥後への往來の有無、および「義綱」へと改名した時期については詳細不明のため、もう少し時期が絞られる余地を残しているだろう。

このように菊池義武は、史料の残る限り二度にわたって観世音寺に参詣していた。高来郡内で亡命生活を送りながら、旧領回復を祈願するため竹崎を訪れていたのである。「平井坊文書」の中では、実際に観世音寺に参詣した事実を示す稀有な事例と言える。なお義武の滞在先については有馬や島原が確認され、前者は有馬氏の本拠地、後者は有馬一族で重臣の島原氏の本拠地であるから、義武が有馬氏の庇護を受けていたのは首肯できさるろう。⁸⁹

f. その他

ここまでに挙げた文書以外では、二六号文書がある。二六号文書については先に触れたが、明旭が平井坊に対し、来迎寺について当年中のこと（当年分の寺領の年貢か）は八郎左衛門に遣わすよう指示し、追って「年貢所二分分」を同人に扶持するよう頼んでいる。これは、来迎寺領をめぐる八郎左衛門なる人物と平井坊の争いを仲裁したものであろうか。その他に○号は、果たして同時代史料なのか、それとも後世に（江藤正澄も含め）何らかの目的で作成されたものなのか、明らかではない。冒頭の「小城衆」以下に千葉氏・少弐氏・龍造寺氏・菊池氏関係者と思われる人物の名前が連ねられている。加えて「殿」と付けられている名前が一部に見られ、ま

た千葉胤連・胤頼以外は「平井坊文書」中に名前が見られないといった点に気付くものの、その意味するところは不明である。

g. 小結

以上のように戦国期の文書について、発給者ごとに取り上げて検討してみた。室町期までとは大きく異なり、文書の発給主体や記載内容は藤津郡付近にとどまらず、千葉氏・有馬氏・少弐氏といった肥前国内の有力な諸氏に加え、肥前に亡命していた菊池氏、さらに蒲池氏のように肥前以外からも文書が届いており、その内容の方も肥前から筑後・肥後へと有明海沿岸一帯に及ぶ幅広さを持っている。これらにより、当該期に平井坊は有明海沿岸地域の諸領主との間に広範な交流を展開し、各地に末寺・寺領を形成して経済・宗教両面で大きく成長していたことが明らかになった。残念ながら平井坊以外の様子は全く伝わらず、観世音寺が総体としてどのような状況にあったかは判明しない。平井坊の状況を見る限り、観世音寺や他の僧坊も前代に増して繁栄していたと推測できなくもないが、平井坊だけが栄えた可能性もあるので、全体像を描くのは控えるべきだろう。

(三) 近世以降

最後に近世以降に関するものについて、三四・三五・四〇号が挙げられ、うち前二点は諫早氏が発給した文書である。諫早氏は龍造寺氏の一族で、佐賀藩においては物成高一万石余の大配分の領主であり、藩政成立期には同じ一族の多久氏・武雄氏・須古氏と共に家老を務め、その後「親類同格」に位置付けられた重臣である。⁸⁰その領域には竹崎も含まれており、「竹崎山略記」によると龍造寺家晴（後掲の諫早直孝の父）が初めて伊佐早に入部した際、観世音寺に祈祷を命じ「三十三坊御免地・屋敷并寺領等」を安

堵したという。

三五号文書については、署名の「諫石見守」は諫早石見守すなわち諫早直孝で、花押影の形状も同人の花押と一致している。ただ実名は「直元」と読めるが、直孝が直元と名乗っていた事実は確認されていない。直孝の発給文書の署名を見ると、「直孝」の文字が小さく、特に「孝」の字のくずしが大きいという特徴が、一程度の事例に認められる。そのため筆写の際に、「孝」を「元」のくずし字に見えるような形に記してしまったと考えた。その内容は、平井坊から蜜柑が贈られたのに対する返札であり、「今程珍敷」とあるのは、日付を考慮すると句の時期から外れているということだろうか。

次に三四号文書の茂照は諫早茂元の初名で、直孝の曾孫にあたる。この文書の充所は欠けているが、他の文書と同様に平井坊と見て差し支えないだろう。ここで「茶屋」と記されているのは、佐賀藩の御茶屋（上使屋とも）と考えられ、竹崎にも置かれていた⁶⁴。つまり茂照はこの時、船旅の途中で竹崎に寄港し（風向きや潮流が原因か）御茶屋に立ち寄っていたと考えられ、平井坊は見舞いに参上して「見事之菓子」を献じたのである。

末尾に掲載されている四〇号は、恐らく江藤正澄による調査記録と思われる。観世音寺において毎年正月に行われる修正会鬼祭で用いられる祭具のうち、仮面と鈴について記されている。仮面は鬼箱という箱に入っているとされる秘面で、祭のうち「鬼追い」（追儺）で用いられ、鬼箱ごと観音堂から持ち出される⁶⁴。また鈴は、「鬼追い」の前に行われる童子舞の中で、「天狗ビョウシ」を舞う時に使われる⁶⁵。

【註】

- (1) 観世音寺については、『太良町誌』中巻（太良町、一九九四・一〇）V宗教編第一章・「同」下巻（同、一九九四・三）I集落誌編四七「竹崎」第二章・「竹崎観世音寺修正会鬼祭（以下、鬼祭と略す）」（太良町教育委員会、一九八〇・三）六（一）「竹崎観世音寺の歴史」で概要が解説されている。
- (2) 両書とも、佐賀県立図書館所蔵「佐賀県史編纂資料」に収録されている。これらは原稿用紙に筆写されており、原本の所蔵元については何も記載がなく、その所在は未確認である。
- (3) 『鬼祭』竹崎観世音寺の歴史」（太田順三執筆）。ここでも「竹崎山略記」の所蔵元は記載されていないが、恐らく「佐賀県史編纂資料」所収本を活字化したと思われる。
- (4) 『鬼祭』竹崎観世音寺の歴史」では、「…観世音寺の歴史を伝える史料が従来は平井坊に襲蔵されていたところであるが、現在は伝存していないという。従って平井坊文書なるものの原本の所蔵者は目下のところ不明という他ない。」（五三頁）と述べている。また後掲註（43）『柳川の歴史』蒲池氏と田尻氏」でも、「…ただし現在観世音寺（平井坊）には蒲池忠久の発給した文書のみならず、この「竹崎山略記」（竹崎山略記）の冒頭部分。筆者註）そのものも確認できなかった。」（一四二頁）とある。
- (5) 江藤正澄については、筑紫豊「秋月が生んだ明治の文化人 江藤正澄の面影」（秋月郷土館、一九六九・一一）に詳しい。また古賀益城編『あさくら物語』（あさくら物語刊行会、一九六三・六）『福岡県百科事典』上巻（西日本新聞社、一九八二・一一）にも項目がある。
- (6) 『佐賀県資料集成 古文書編』では、第五巻の「光浄寺文書」の解題（二頁）において「…このほかに東京大学史料編纂所に平井坊文書（県内藤津郡竹崎）と合本になっている光浄寺文書一卷がある。これはその奥書によれば、もと福岡市在住江藤氏の蔵本によつて書写されたものであって、中に三十四通の光浄寺文書を取めているが、…（旧字体・旧仮名遣いは筆者が改めた）」と記しており、同じく江藤正澄蔵本を謄写した東京大学史料編纂所架蔵「光浄寺文書」を部分的に収録する一方、これと合本の「平井坊文書」は収録していない。
- (7) 太田順三氏は『鬼祭』竹崎観世音寺の歴史」を「竹崎観世音寺と鬼祭」と改題して同著『歴史のあしき音』（私家版、二〇〇二・一一）に掲載されているが、その末

- 尾に「なおこれらの証文は明らかに個々に疑文書とおぼしきものが含まれている。その際、なぜそのような文書が作成されるかという問題意識でバラバラではなく全体を通じ史料批判する必要がある。」と加筆されている。しかし「明らかに個々に疑文書とおぼしき」と指摘する根拠については、残念ながら何も示されていない。
- (8) 『鬼祭』五五頁「一、院主職補任下文写」。なおこの文書については、信憑性に疑問が提示されている(貴田潔「環有明海地域における海辺寺院の存立―肥前国藤津莊故地にみる竹崎島と観世音寺の關係から―」『民衆史研究』八七号、二〇一四・五)。
- (9) 『鬼祭』三「鬼祭の組織と動き」(佛坂勝男執筆)二頁。
- (10) 「竹崎山観世音寺什物帳之写」(佐賀県史編纂資料)に「三拾三坊号」が列挙されており(実際に記載されているのは二七坊と七院で、合わせて三四)、この中に「法道坊」の名が見える。
- (11) 九州の事例は『南北朝遺文 九州編』第三巻を参照。
- (12) 前掲註(1)『太良町誌』下巻「竹崎」第一章。
- (13) 近世末に大村藩が編纂した「郷村記」(第一六三浦村)には、「一万福寺 今八百姓屋舗二成る 宗旨不知」(藤野保編『大村郷村記』第二巻、三五八頁)とあり、すでに廃寺になっていたことが分かる。
- (14) 祖継は富泉院(現佐賀市嘉瀬町萩野。臨濟宗)所蔵の般若経巻第三一〇の奥書にも「応永十年癸未八月十三日午日 祖継書了」とある(串間聖剛「佐賀市・富泉院所蔵「般若若波羅蜜多経」」佐賀県立博物館・佐賀県立美術館「調査研究紀要」三四、二〇一〇・三)。
- (15) 『肥前の中世美術』(佐賀県立博物館、一九八五・二)二五・一七〇頁。
- (16) 「竹崎山観世音寺什物帳之写」では、「三拾三坊」のうち平井坊と北之坊を「両法頭」と記して他と区別している。しかしこの記事がいつ頃の状況を示しているのか、また前述した北方・南方の寺内組織とどのように関わるのか、今のところ明らかではない。
- (17) 常繁は、興常から千葉氏の通字の一つ「常」を与えられた可能性があるが、二七号文書の文中では「鑑尼肥後守も御知人の由候者、懇被申候間可然候、」とあり、平井坊が鑑尼胤冬と知人であるため、常繁に対し懇意を示した様子がうかがえる。よって常繁は、当時は胤冬と同じく胤勝に従っていたと判断したい。
- (18) 拙稿「南里今村文書」(『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』五、二〇一・三)の解題を参照。
- (19) 「同右」一二月三日付千葉胤勝書状(一八号)に「就防州入魂、於早良郡入部村在留候、」とある。
- (20) 「同右」千葉胤勝書状にも「委細胤冬可申渡候、」とあり、充所の南里但馬守と胤勝との連絡も鑑尼胤冬が担っている。
- (21) 立花城については「大永享祿之比御状并書状之跡付」(天文二年)四月一日付宗盛賢書状写(一四二・一四三号)(田中健夫「対外關係と文化交流」思文閣出版、一九八二・一一)。柑子岳城については「佐田玄景筆写古文書(阿蘇品保夫氏所蔵)」(天文二年)四月二八日付森繁宣書状写(『新熊本市史 史料編第二巻古代中世』三四四頁)。これらによると、立花城は四月一日以前に、柑子岳城は同二八日に落城している。しかし二号文書は柑子岳城の落城より四日早い二四日の日付で出されており、落城していないうちから「落去」の報せを送ったということだろうか。
- (22) 前掲註(1)『太良町誌』上巻II歴史編第四章、下巻「竹崎」を参照。
- (23) 千葉氏の藤津郡侵攻については、同時代の関連史料が非常に少なく、後世の編纂資料によるところが大きい。なお文明元年(一四六九)六月の藤津郡侵攻については、拙稿「戦国期における肥前千葉氏の分裂―抗争―文明年間を中心に―」(『佐賀大学地域学歴史文化研究センター紀要』六、二〇一二・三)で触れている。
- (24) 外山幹夫「有馬氏の領国支配」(『中世長崎の基礎的研究』思文閣出版、二〇一一・一二。初出は一九九五・三)および同「肥前有馬一族」(『新人物往來社、一九九七・八)。ただし、その根拠は近世に編纂された「藤原有馬世譜」「国乗遺聞」であり、同時代史料によるものではない。
- (25) 前掲註(24)。
- (26) 丸島和洋「有馬義純の家督継承」(『年報三田中世史研究』六、一九九九・一〇)。
- (27) 前掲註(26)。
- (28) 前掲註(24)。
- (29) 前掲註(24)。
- (30) 三七号の千葉胤頼書状写だけは、胤頼が永祿二年(一五五九)正月に戦死する以前、すなわち永祿元年(一五五八)まで年次が下る可能性がある。
- (31) 平井坊は年頭の祝儀として、千葉胤頼に音信を通じて進物を送っている(三七号

文書)ので、千葉氏と平井坊の間に恒常的な交流がなかったというわけではないだろう。

(32) 前掲註(24)。

(33) 一例として「福田文書」を挙げると、林田純宗より後の時期ではあるが、林田善左衛門尉という名前が認められ(外山幹夫「福田文書」(『中世九州社会史の研究』吉川弘文館、一九八六・四)一一一・一一五・一三二号)、林田の苗字だけが記載された事例もある(同右、一二〇・一四四号)。

(34) 拙稿「戦国期肥前国における大名・国人の偏諱授与」(『財団法人鍋島報効会研究助成研究報告書』五、二〇一・一〇)。

(35) ただし寄進されている「於須古弥七郎・同平次分給地之内」の「須古」が弥七郎・平次の苗字ではなく杵島郡の須古(現杵島郡白石町堤周辺)を指すのであれば、有馬氏がこれ以前に須古まで進出し、これを給地として配分していた可能性も出てくる。

(36) 堀本一繁「翻刻「永野御書キ物抜書」(『戦国の九州と武雄 後藤貴明・家信の時代』武雄市図書館・歴史資料館、二〇一〇・二)一一〇号、西郷純綱起請文写。

(37) 「福田文書」(前掲註(33))一一〇・一一一・一一二・一一三・一五四号。

(38) 前掲註(36)一〇九号、永禄四年六月一七日付西郷宗浦起請文写。

(39) 「寺社差上帳 天台宗由緒」天台西目門中(鍋島家文庫所蔵)「佐賀県近世史料」第一〇編第一巻)には「佐嘉郡快万村宝持山杉本坊正応寺」(二二〇頁)の項目がある。なお快万村は現在の佐賀市久保田町徳万のうち。

(40) 「宗英雄氏所蔵文書」少弐冬尚書状(『大宰府・太宰府天満宮史料』一四・六七頁)。

(41) 太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 中世資料編』(太宰府市、二〇〇・一〇) 附編「少弐氏当主の花押(有川宜博執筆)・少弐氏花押集」・「少弐氏発給文書目録」を参照。これによると三一号文書で使用されている花押の類型(A2型)は、天文一四年四月四日(目録の五六一号)より後に使用され始め、同一六年六月五日(五七四号)より前に使用が終わっている。したがって三一号文書(一〇月四日付)の年次は同一四年か一五年ということになる。

(42) 「杠家文書」天文一四年二月一〇日付少弐冬尚書下・同年三月一二日付少弐冬尚知行宛行坪付(ともに「佐賀県史料集成 古文書編」一七、一一四頁)・「坊所鍋島家文書」同一五年二月七日付少弐冬尚書下(『同』二二、八九頁)。これらに加え、

「空閑家文書」三月一五日付少弐冬尚書下(『同』二七、一三三頁)は年付こそないが、その花押の類型は三一号文書と同じであり(前掲註(41))「少弐氏発給文書目録」参照)、年次は同一五年か一六年に比定できる。

(43) 蒲池氏については、田淵義樹「蒲池氏考」文書と系図から(『柳川市史編集委員会編「柳川市史料編Ⅲ 蒲池氏・田尻氏史料」(柳川市、二〇〇六・三)所収解説)、同「蒲池氏の歴史」(大城美知信・田淵義樹著・柳川市史編集委員会編『柳川の歴史2 蒲池氏と田尻氏』(柳川市、二〇〇八・三)第I部)において詳細な検討がなされている。ここでは便宜上、前者は田淵二〇〇六、後者を田淵二〇〇八と表記したい。

(44) 「鬼祭」五七頁「蒲池忠久判物写」。

(45) 田淵二〇〇六、七頁。

(46) 『大日本古文書 家わけ五 相良家文書之一』三〇八号。

(47) 田淵二〇〇六、九頁。

(48) 福川一徳「戦国期大友氏の花押・印章編年考」(『古文書研究』三一、一九八九・九)

(49) 義鑑の表記が「鑑」に改められた後、すぐに鑑久がこれに倣ったかどうかは分からず、多少の遅れがあったとも想定できる。そのため鑑久の「鑒」から「鑑」への切り替えは、天文二年と断定するには至らないだろう。

(50) 前掲註(47)「蒲池系図」によると、親久は鑑久の祖父とされており、また前掲註(45)「蒲池家譜」では忠久の先代として記載され、鑑久と系譜上同じ位置にある重久にとって曾祖父ということになる。

(51) 菊池氏の戦国期の動向については、阿蘇品保夫『菊池一族』(新人物往来社、一九九〇・一〇、改訂新版二〇〇七・四)・「新熊本市史 通史編第二卷中世」(熊本市、一九九八・三)第二編第二章第二・三節(阿蘇品保夫執筆)を参照。

(52) 「八代日記」天文四年四月二〇日条(熊本中世史研究会編『八代日記』青潮社、一七頁)。

(53) 「同右」同年一二月一三日条(『同右』同頁)。

(54) 「同右」同一三年八月二七日条(『同右』四三頁)。

(55) 「同右」同一九年三月一二日・一四日条(『同右』六三頁)。

(56) 「同右」同年八月九日条(『同右』六七頁)。

(57) 同一二年(一五五)七月二六日にも肥後に向けて出發、八月四日に浜伊倉(現

- 玉名市大浜町・小浜付近)を攻撃したようである(「同右」同二〇年七月二六日・八月四日条(「同右」七一頁))。
- (58) 同二三年二月二二日条(「同右」八四頁)。
- (59) ただ義武の文書は、前掲した有馬氏の文書(六・九・一二号)と発給の時期がほとんど重ならず、これらより前に出されたと考えられる。
- (60) 諫早氏については、『諫早市史 第一卷』(諫早市役所、一九五五・三)・『長崎県史 藩政編』(長崎県、一九七三・一二)・藤野保編『佐賀藩の総合研究―藩制の成立と構造―』(吉川弘文館、一九八一・二)ほか参照。
- (61) 「大小配分石高帳写」(鍋島家文庫所蔵)ほか。
- (62) ここでは佐賀県立図書館架蔵の複製本『坊所鍋島家文書』を閲覧した。
- (63) 「鳥ノ子御帳写」六(鍋島家文庫所蔵)。「鳥栖市史資料編 第三集 佐賀藩法令 佐賀藩地方文書」一〇三頁)。
- (64) 修正会鬼祭については、『鬼祭』四「祭の次第」(佛坂勝男ほか執筆)に詳しく記録されている。
- (65) 『鬼祭』四八頁に、鈴の図・写真と解説が掲載されている。
(佐賀大学地域学歴史文化研究センター教務補佐員)

【凡例】

- 一、ここで紹介する「平井坊文書」は、東京大学史料編纂所所蔵の謄写本を底本としている。
- 一、文書の番号は、謄写本に掲載されている順序に従っている。
- 一、漢字は原則として常用漢字を用いたが、一部にそれ以外(異体字や変体仮名等)も使用している。
- 一、行ごとの文字数は変更せず、闕字・平出なども残した。また闕字ではないが一字分空白となっている箇所には、(マ、)と注記した。
- 一、年月日・署名・充所の位置関係については敢えて統一せず、出来るだけ謄写本に記載されている体裁に近づけた。
- 一、本文には、読点「、」および並列点「・」を付けた。
- 一、傍注は、文字の誤脱・欠損等の校訂には「()」その他には「()」を用いた。誤写と見られるもの(文字の順序の間違い・文字の重複、文意が通じない文字等)には、(マ、)と注記した。なお「()」が付いていないものは、謄写本に記載されている傍注であり、そのままの形で記載した。
- 一、欠損部は、□□□で示した。また塗抹等で判読できない文字は、■で示した。
- 一、花押影が記されている文書については、積文の左下端に署名と花押影の画像を掲載した。署名は余白の都合により、実名・法名に限定した。

〔表紙〕平井坊文書

〔内題〕肥前国藤津郡能古見郷竹崎山観世音寺

平井坊古文書写

全

〔(二十表) 印文「江藤文庫」印文「宇都宮藏」〕
〔(印影) (印影) 〕

(一) 菊池義宗(義武)願文写

敬白竹崎山観世音寺、以御弘誓之深、不謂当

山一宿矣、仍以利生、今度之本意豈無疑乎、有此

願成就者、河尻之庄志賀六町之事、任

本尊鎮守権現夢想、奉寄附当山、然者早退

怨讎、海陸之両道無風雨逆浪之妨、武運增長而子

孫昌盛・国家豊饒・万民如意・諸卒得方・君臣道合、

基信仰三十三身、神道立所顯一々奇瑞、渡海以前

令誅伐慕悪之徒、令得本意之成就之丹誠也、

天文二年十二月三日

從四位下左兵衛佐義宗(花押影)

竹崎山

平井坊

(二) 千葉興常書下写

肥前国佐嘉郡内、来迎寺住持職・同寺領拾

六町之事、右任先例之旨、御知行不可有相

違之状如件、

天文六年

正月廿三日

平井坊

興常(花押影)

(三) 林田純宗寄進状写

於須古弥七郎・同平次分給地之内、為兩人

一段つ、已上二段、御

観音^二為祈禱寄進申候、弥々御祈念之事奉

頼候、仍、為後日如件状、

永正三年^丙ヲ拾月廿日

林田兵庫助

純宗(花押影)

進上 平井坊

御同宿御中

(四) 家宗書下写

竹崎南方^(院)ゐん主之事、御しん^(辭)しやく^(前)にて御座候へ共、

かたく^(堅)依申御定候処、目出度候、仍就^(院)ゐん主^(山野)ニ而さんや^(荒野カ)・

くわうや^(進退)御しんたいと可有候、前より之儀入ましく候、此中^(此方)

しゆふんこさ事細候ハリ、こなたへ可承合候、申候て其沙

汰可致候哉、殊ニ山上中御ちきやう^(知行)の分ハ、せんれい^(先例)の

ま、と可有候、於当津^二而、若うきとく^(浮得分)ふん^(本マ)なんとの

時者、参合候て、山上中の沙汰も可致候哉、為御心得^二

如此申候、御しん^(進退)たい可有候、

長裕^(本マ)二年三月十八日

家宗(花押影)

(五) 千葉胤勝書状写

不寄存候之處、入郡祝儀示給候、祝着候、殊五明・
抹茶・紙給候、御丁寧之儀候、従是も扇一本進候、猶石
井可申候、恐々謹言、

二月十六日

(千葉)
胤勝(花押影)

竹崎山
平井坊

(六) 有馬義直書状写

為歳暮之恒例、御祈祷之卷数到来、尤以
目出度候、弥御丹誠所仰候、慶事猶期来春
閣筆候、恐々謹言、

十式月廿一日

(有馬)
義直(花押影)

平井坊
御報

(七) 千葉胤勝書下写

肥前国佐嘉郡之内、来迎寺寺家分
八町之事、任先例之旨、可被執務之状
如件、

天文式年

七月十日

(千葉)
胤勝(花押影)

竹崎山
平井坊

(八) 蒲池忠久書下写

至木室庄内仁阿弥陀寺之事、申談候、於
自今以後、不可有聊相違候、益々御入魂憑存候、
仍可有執務之状如此、

天文式年巳癸
八月廿五日

(蒲池)
忠久(花押影)

平井坊
御同宿中

(九) 有馬義純書状写

如御札、歳暮之佳祥不易々々、抑為此等之恒
例、卷数贈給候、令祝着候、弥可被抽懇祈事
所希候、恐々謹言、

十二月廿日

(有馬)
義純(花押影)

平井坊
御報

(一〇) 交名写

小城衆

(小城郡光崎寺)
南陽院日秀

内田右衛門尉殿親兼

千葉胤頼

龍造寺豊前守殿
胤栄

西村伊予守家満

出橋加賀守

千葉胤速連

(小城郡)
円明寺 元怡

砥河惣左衛門胤利

於肥後
吉弘但馬守殿

同民部少輔

(一一) 祐清寄進状写

奉寄 肥前国藤津庄竹崎観世音寺

同庄多良村内田地^{坪付在別紙}事、

右为天長地久・家門繁栄祈祷、所

寄附之状如件、

正平十八年三月廿日

北院主祐清(花押影)



(一二) 有馬仙岩(晴純)書状写

為歳暮之儀、御丹誠之卷数贈給候、尤以珍

重候、益精誠頼存候、御慶猶期来春候、恐々

謹言、

十二月廿一日

^(有馬)仙岩(花押影)

平井坊 御報



(一三) 菊池義武書状写

幸脚之条染筆候、今度不凶依懷態參候処、

別而御丁寧之至異于他候、於向後弥可申談

之旨吉弘備後守可申候、恐惶謹言、

八月廿日

^(菊池)義武(花押影)

竹崎山 平井坊



(一四) 宗本盛・江上尚種連署書状写

表^二 竹崎山平井坊 本盛

裏^二 宗筑後入道 江上左馬助

小城郡窪田郷大俣杉本坊之事、可預進

之由被申出候、靜謐之砌御一行可致其執成候、

委細御使僧可有演說候、恐惶謹言、

八月廿一日

^(宗)本盛(花押影)

^(江上)尚種(花押影)

竹崎山平井坊



(一五) 千葉胤勝書状写

態用一書候、^(マ)仍筑後^(江)書用^(ニ)て人遣候、其

方渡之事、小船急度被仰候て頼存候、必々

期御面前之時候、万吉、恐々謹言、

霜月廿二日

^(千葉)胤勝(花押影)

竹崎山 平井坊



(一六) 千葉興常書下写

肥前国小城郡内晴氣保報恩寺住持

職并寺領參町之事、右任先例之旨

無相違可被相拘之状如件、

天文六

式月十九日

^(千葉興常)平(花押影)

平井坊



(一七) 千葉胤勝書状写

就於此面在留之儀、(鑑)山肥後守所及懇札之趣、
遂披見大悦候、連々被副御心候、何様不可有忘却候、
弥不相替可申談候、委曲猶從(千巻)胤勝肥可申候、恐々謹言、

十一月廿七日

(千巻)胤勝

竹崎山

平井坊

(一八) 沙弥覚弘・大江景房連署下文写

宛行 竹崎寺院主職事、

法道房

右以人為彼職御堂御造宮御仏事等、任先
例無懈怠可令勤行者者、仍山中衆徒等宜承
知、敢勿違失、故下、

文永十年癸酉十月十八日

地頭御代官大江景房(花押影)

地頭御代官沙弥覚弘(花押影)

(一九) 鑑久(蒲池力)書状写

御茶・御札拝領候、賞翫可有御賢察候、

貴札令拝見候、(マ)抑雖無題目候、連々可申通候

之処、且者遠方候、乍存致無沙汰候、心外候、仍就

約束之地、預御使僧得其心候、田口之内一町可申合候、
(筑後国三藩郡)

委曲口上令申候間、不能一二候、可得其意候、恐惶謹言、



九月七日

平井坊まいる
貴報

鑑久(花押影)



(二〇) 千葉胤勝書状写

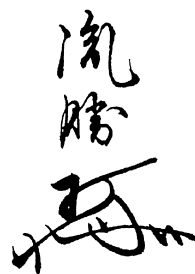
对(鑑)山肥後守書札之趣、遂披見御懇之
至候、仍而十袋送給令祝着之段、從胤冬可申候、
恐々謹言、

三月十三日

(千巻)胤勝(花押影)

竹崎山

平井坊



(二一) 鑑尼胤冬書状写

尚々於留守連々被添御心候由承候、御頼敷畏入候、
弥每事頼存候、可得御意候、

御茶式拾袋以御札到来候条、則遂披露候、

委細直書被申入候条、不及口能、殊於私も十袋送給、

拝領候、忝候、仍立花・柑子岳之事、令落去候、諸勢
(筑前国糟屋郡・同志郡)

如肥前之可被取出由候、委御使、申候間、令省略候、

恐々謹言、

卯月廿四日
(天文二年)

(鑑尼)胤冬(花押影)



竹崎山

平井坊

御報

(二二) 蒲池忠久書下写
(筑後国山門郡)
到蒲船津之内、実洛院之事申合候、

於自今以後不可有聊相違候、益御入魂憑
存候、仍為後日状如件、

天文式年癸巳

六月拾二日

(蒲池)
忠久(花押影)

平井坊
御同宿中

(二三) 千葉胤勝書状写

不寄存境示給大慶候、殊茶式拾袋到

来賞翫之到候、寔御丁寧之儀候、何様連々

可申通之条、不能書載候、恐々謹言、

(天文二年)
卯月廿三日

(千葉)
胤勝(花押影)

竹崎山
平井坊

(二四) 久雄書状写

貴札寔忝候、必從是杜令啓入、可得尊意候

之処、且者海路、且者無題目無其儀候、曾非

緩疎候、仍而此(蒲池)鑑久被申談之儀候也、就示預

令存知候、向後可然於闕地者、親久不可有疎候、

御意之趣銘々可申聞候、随而御茶十袋拜領

御芳惠候、何様態申入遂御礼候、猶巨細御使僧

令申候、恐惶謹言、

九月廿三日

久雄(花押影)

竹崎山

平井坊 貴報

(二五) 鑿久(蒲池力)書状写

誠左曆之御吉兆、千喜万悦珍重候、抑卷数

一枝拜領忝候、然者吾等事、自然於本意者、

以前之儀事者無申迄候、重々少地可申談

覚悟候、弥還住之儀、御祈念奉頼候、猶重々可

得尊意候、恐惶謹言、

拾式月廿五日

鑿久(花押影)

竹崎山

平井坊
貴報

(二六) 明旭書状写

来迎寺之事、明年より連々口能までも無

御座候、其方御追退及候、当年中之事、如

此(マ)前、八郎左衛門(上)可被遣候、今生後生可畏入候、

又追而八年貢所二反分之事、八郎さえもん(三)

御扶持可憑存候、為已後如此申候、御心得前候、

享祿二年五月廿六日

明旭(花押影)

平井坊

(二七) 常繁書状写

就幸便令啓候、仍而年来無御等閑被申合候、
以其筋目自今以後不可存余儀候、(編入) 鑑尼肥後守
も御知人之由候者、懇被申候間可然候、自今
以後者、何様別而不可有御隔心候、必追而委曲
可申承候、御同然之儀可為畏悦候、恐惶謹言、

十月廿五日 常繁(花押影)

平井坊
御同宿中

(二八) 祐海置文写

一筆一言^ニ南方衆徒中^ニも、後代のため^ニ此置文あるへく候、
竹崎山南方の院主職より、同南方の衆徒中との
礼法事、正月五日修正の時の出仕のときハ、上^{上カ}ミよう
より下ハ、ミなく^一院主の共をして参堂ある計
にて候、又造花の出仕も、おなし作法たるへく候、
そハ今の定め事にて、又九月十九日出仕ハ、下若
人五六人とも申さるへく候、其中^ニ心さしの人^一ハ、
心おちたるへく候、其他ハ茶一番氣のとき、はしりつ^一ミ
はかり一人充出され候、右かいわれに出おくれ候て
つまれ候、院の田作のとき、南方一人つ、下部出され候
事、むかしより定りたる事^ニて候、此外ハ院主^ニ衆徒
(公役)
よりくやくなく候、大かうの客人のときハ、中臈より下ハ
つかわれ候事見候、衆徒も各^一く^一地頭のきとう^一朝夕^(折替)

申さる、事^ニて候、院主より非道之事申仕るまし^一候、
所出如件、

宝徳三年^{未辛}七月廿日 南方院主祐海(花押影)

右表書^ニ
竹崎南院主坊^ニ置文 南院主 祐海

(二九) 久盛書状写

如慶翰致啓呈、早々申入可得貴意候之處、海路
候之条、乍存罷過候、聊於心底非緩怠候、幾日申後
候共、御同前所仰候、殊^ニ於此方珍味兩種被下候、
誠御心甚之至難謝候、何様^一「」萬端可申
述候、尚巨細御使者令申候条、令省略候、
恐々謹言、

三月廿三日 久盛(花押影)

竹崎
平井坊^{まいる}
貴報

(三〇) 直純寄進地坪付写

竹崎観音寺御寄進地多良村内田地壺町坪付事、
一道観作五段四杖内^{四斗五升代}
庄田
一所一段
一所二段
河カ
河ソイ
一所一段一杖
一所二段三杖
一益田作四段二杖内^{四斗五升代}
一所二段 一所一段
一所一段二杖

以上壹町一杖除屋敷定
右坪付如件、

正平十八年三月十二日 直純(花押影)

(三二) 少式冬尚書状写

唐織絹二牽・両色送給候、祝着候、毎々御芳精之儀、不及申候、委細猶宗筑後(本盛)

入道可申候、恐々謹言、

十月四日 冬尚(花押影)(少式)

竹崎山平井坊

(三三) 千葉胤連書下写

肥前国佐賀郡之内、来迎寺一所十六町之地事、任先判之旨智行不可有相違之状如件、

天文拾六年五月九日 胤連(花押影)(千巻)

竹崎山

平井坊

(三四) 純綱(西郷力)書状写

為佳例、歳暮之祈念巻数被懸御意候、祝着候、雖無申及候、弥御精誠所希候、毎事明春可申候条、不能重筆候、恐々謹言、

十二月廿六日 純綱(花押影)

平井坊
御報

(三五) 諫早茂照書状写

只今茶屋迄之見舞、殊見事之菓子給過分之至候、此段為可申如此候、謹言、

十月十四日 茂照(花押影)(諫早)

(三六) 諫早直孝書状写

其後從是社申後、内々夫耳存候処、結句今程珍敷楢柑一盆八十被懸御意、御志別而忝則賞味申事候、何茂以御面可申述候、恐惶謹言、

三月五日 直元(花押影)(諫早)

諫石見守

平井坊

御同宿中

(三七) 岩野通繩寄進状写

奉寄進

竹崎觀音寺

(肥前國佐賀郡)
糸岐村内神浦北方田地三反事、

右田地者、通繩重代相伝私領也、而竹崎平井坊主式部公御房師匠たる之間、心さし

有よりて、彼田地奉寄進所実也、子々孫々にいたるまで、任先例無他妨可有知行候、仍為

後日寄進状如件、

正平七年^{壬辰}十月十七日

岩野孫六藤原通繩(花押影)
音阿孫乾也



応永十七年^{庚寅}十月廿九日 於永宿祖繼書、

同四百四十二

同十二月廿日 右同、

同四百四十六

同十九年^{壬辰}六月十三日 午尅書之、

同四百四十七

同 六月十八日 西尅書、

同四百四十九

同 十月十一亥日 于時大風吹寒中、

同四百三十一

同十八年^{辛卯}六月初二日 祖繼書、

同四百三十二

同七月二十一日 同、

同四百三十二

同 八月八日 祖繼敬白書

同四百三十六

同十九年^{壬辰}二月廿二日 謹書了、

同四百三十八

同十九年^{壬辰}四月晦日 於永宿 祖繼書、

同四百九十九

同 於瑞雲山万福禪寺 書畢、

同四百九十八

同 於瑞雲山万福禪寺 書畢、
(配前同)

于皆応永^{壬辰}十九歲七月晦日
全部
此外有所記多故略之、

後日寄進状如件、

正平七年^{壬辰}十月十七日

岩野孫六藤原通繩(花押影)
音阿孫乾也



応永十七年^{庚寅}十月廿九日 於永宿祖繼書、

同四百四十二

同十二月廿日 右同、

同四百四十六

同十九年^{壬辰}六月十三日 午尅書之、

同四百四十七

同 六月十八日 西尅書、

同四百四十九

同 十月十一亥日 于時大風吹寒中、

同四百三十一

同十八年^{辛卯}六月初二日 祖繼書、

同四百三十二

同七月二十一日 同、

同四百三十二

同 八月八日 祖繼敬白書

同四百三十六

同十九年^{壬辰}二月廿二日 謹書了、

同四百三十八

同十九年^{壬辰}四月晦日 於永宿 祖繼書、

同四百九十九

同 於瑞雲山万福禪寺 書畢、

同四百九十八

同 於瑞雲山万福禪寺 書畢、
(配前同)

于皆応永^{壬辰}十九歲七月晦日
全部
此外有所記多故略之、

(三七) 千葉胤頼書状写
寔今年之御嘉祥、不可有休尽候、
不易々々、右為祝儀、音問并忝種給候、
懃悦之至候、猶從各処可委候、恐々
謹言、

五月二日 胤頼(花押影)
(王巻)

竹崎山
平井坊



(三八) 久盛書状写

尊札具令拜見候、抑去時分、被对鑑久御懇
(蒲池カ)

之段忝存候、其已後者、当国等治世候之間、万々

被致無沙汰候、非疎意候、於向後別而可被仰通

事可目出候、仍約束被申候地之事、田口之
(筑後国三浦郡カ)

内一町可被申合之由候、委者御使僧(令申候間、

省略仕候、可得貴意候、恐惶謹言、

九月七日 久盛(花押影)

平井坊
尊報
まいる



(三九) 大般若經奥書写

大般若波羅密多經卷第四百四拾一

(四〇) 祭具覚書

此面箱入ニシテ上ヲ青繩ニ而からけ、中ニ布ニ面包ミ、其中ハ
仮面一箇 又包巾有テ、明発スル事能ハス、然レトモ古代ノ面ニテ唐物

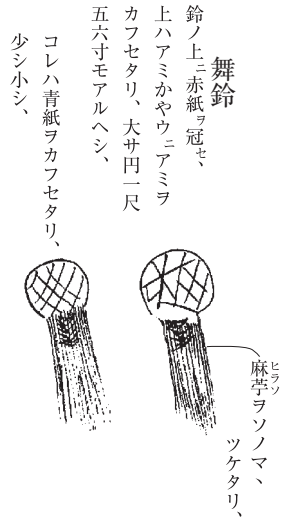
ノ由事伝、此面箱正月六日ニ、輿出テ祭ヲ成ス也、
是ヲ鬼祭ト云、此祭ノトモ宮輿シ者ノ人名録到

箱ニ入テ有、是モ開ク事ヲ得ス、年々正月ニハ開テ人

名録ヲ入ルトソ、此鬼祭何ノ世より始リシヤ、人名宮ニハ

帳モ有ヘシ、其わさおきを見シニ古キ世ニ舞トミヘテ、

世人眠ヲ催メ好古人ハ目をさませり、



〔右〕平井坊文書

一卷

筑前国福岡区簀子町江藤正澄藏本、明治二十
年八月編修久米邦武採訪、二十二年四月謄写了、

〔九丁表〕印文「温科龍印」校